平成24年度第1回逗子市立図書館協議会会議録

日 時 平成24年5月29日(火)

10:30~正午

場 所 市民交流センター1階第1会議室

- 1. 開会
- 2. あいさつ
- 3. 委員紹介
- 4. 会長互選
- 5. 議事
 - (1) 平成24年度図書館の体制について(報告)
 - (2) 平成23年度図書館事業報告について
 - (3) 平成24年度図書館事業について
 - (4) その他

出席委員

高鷲忠美会長 若林ふみ子委員 辻伸枝委員 汐﨑順子委員 松枝正樹委員

事務局

小川図書館長 鈴木館長補佐 利根川専任主査 椙山主任

傍聴 7名

【鈴木館長補佐】 それでは、本日平成24年度第1回図書館協議会を開催いたします。本日は 図書館協議会委員5名全員が出席されておりますので、図書館協議会運営規則第3条第2項の 規定により会議は成立していることを御報告いたします。

本日の会議は、公開を原則にしておりますので、傍聴の許可を御了承ください。また、記録 の作成のために録音をさせていただきますので、御了解ください。

それでは、平成24年度初めての協議会ですので、委員の皆様を御紹介させていただきます。 向かって右手側から、高鷲忠美委員です。

【高鷲委員】 高鷲です。よろしくお願い申し上げます。

【鈴木館長補佐】 若林ふみ子委員です。

【若林委員】 よろしくお願いいたします。

【鈴木館長補佐】 汐﨑順子委員です。

【汐﨑委員】 よろしくお願いいたします。

【鈴木館長補佐】 向かって左、前から辻伸枝委員です。

【辻委員】 辻でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木館長補佐】 松枝正樹委員です。

【松枝委員】 松枝です。よろしくお願いします。

【鈴木館長補佐】 以上で委員の御紹介をさせていただきました。

続きまして、会議次第4で、会長の互選をお願いいたします。図書館協議会運営規則第2条の規定で「会長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない」と規定されており、会長は委員の互選によってこれを定めるとなっております。委員の皆様による互選で会長の選出をお願いしたいと思います。どなたか立候補していただける方、または御推薦される方はいらっしゃいませんでしょうか。

【若林委員】 高鷲先生、よろしくお願いします。

【鈴木館長補佐】 ただいま高鷲先生を御推薦という声がありました。ほかに御推薦の方はいらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

いらっしゃらないようですので、平成24年度の会長を高鷲先生にお願いしたいと思います。 皆さん、よろしいでしょうか。(拍手)

では、会長の席に移動を願いいたします。

【鈴木館長補佐】 事務連絡ですが、本日傍聴の方がお集まりいただいておりますので、傍聴 の注意もお渡ししてありますが、写真撮影と録音は御遠慮いただくようお願いいたします。

これより図書館協議会規則第3条により、会長が議長となりまして議事に入ります。では、 会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

【高鷲会長】 高鷲です。どうぞよろしくお願いいたします。いろいろと大変なことも今後出てくると思いますけれども、逗子市がここまで築かれてきたすばらしい図書館サービス、これをやはり維持して、さらにアップしていくように、我々としても協力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、それでは議事に入りたいと思います。議事1として、平成24年度図書館の体制について、事務局から報告をお願いいたします。

【鈴木館長補佐】 事務局から報告させていただきます。平成24年度の図書館の体制についてです。図書館では、平成24年4月1日付で人事異動等がありましたが、平成24年度の体制は非常勤特別職の館長と一般事務職員の館長補佐、専任主査、主任が各1名、任期付職員が4名、再任用職員が2名、非常勤事務嘱託員が36名で図書館の運営を行っていきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【高鷲会長】 ありがとうございました。今の人数ということで、よろしいでしょうか。非常 勤特別職の館長1名と、一般事務職員の館長補佐1名、専任主査1名、主任が1名、任期付職 員が4名で再任用職員2名、非常勤事務嘱託員36名という人数でございます。何か質問ございますでしょうか。

では、また何か質問ございましたら、後でまた一括してお願いいたします。

次の議題2ですけれども、平成23年度図書館事業につきまして、事務局から報告をお願いい たします。

【利根川専任主査】 平成23年度の図書館事業報告につきましては、既に委員の皆様方に資料をお送りしてありますが、これから説明させていただくのは資料1の図書館統計、それから資料2の事業実施報告、最後に資料3の歳出に関する事務事業の実施状況調の3点になります。

まず、図書館統計から説明させていただきます。この表は、下の半分が一昨年度、そして上半分が昨年度の統計の数字になります。主なものは開館日数、来館者数、それから貸出冊数、予約の件数、コピーの件数等が入っておりますけれども、平成22年度と比較しまして、ほぼすべての数字で、前年度を下回る結果となりました。それから、表には書いてありませんが、神

奈川県内の県立図書館を初め近隣の図書館との相互貸借、私どもの図書館から貸し出したり、 あるいは私どもの図書館が借り受けたりという数字ですが、それも軒並みマイナスになってお ります。図書館の方針といたしまして、必ずしも貸出冊数の多いことが、よりよい図書館だと いうことではないですよということを、館長が前に示しましたサービス目標の中にも、うたっ てあります。ですから、貸出冊数が減少したこと自体はそれほど悲観することはないと解釈を しております。

次に、平成23年度の事業実施状況ですが、こちらは主にさまざまな行事等の状況について記してあります。定例のおはなし会、子ども読書の日記念講演、紙芝居の講座、夏休み子どもおはなし会、ブックトークの講座、阿刀田高先生の読書講演会、それから次のページにあるブックスタート、科学遊び講座、定例の名画座映画会などもほぼ前年度同様に実施いたしまして、参加人数もほぼ前年並みという状況になっております。

次のページへいきまして、職業体験ですが、これもここ数年、定着をしてきております。市内の公立中学校の生徒あるいは新任の先生方の研修もございました。それから図書館見学ですが、特に隣の逗子小学校はクラス単位で、ほとんど毎週のようにいらっしゃいます。これもかなり定着をしてきたかなという状況が見てとれます。以上が昨年度の事業実施状況です。

資料の3、平成23年度の歳出に関する実施状況調ですが、5項目ございまして、蔵書整備事業に関しましては、予算をほぼ100%に近く消化いたしました。

【鈴木館長補佐】 申しわけありません。資料3につきましては、事前にお送りしたものの後に差しかえがありまして、机上配付でごらんいただければと思います。

【利根川専任主査】 2番目の図書館活動事業につきましては、この図書館協議会や、ブックスタート、そしてもろもろの講座です。資料搬送もほぼ予定どおり予算を消化いたしました。

次に、3番目の維持管理事業ですが、昨年度は節電ということもありましたので、消耗品で、本日も活躍しておりますが、扇風機を購入いたしました。それからロッカーのカギの修繕など、あるいは震災の影響もあったんですが、2階の書架は床からボルト止めをしているんですが、あの震災でボルトが緩んでしまったようで、ボルトの締め直しの修繕もいたしました。4番目の図書館情報システム管理事業については、これは定番の予算ですので、ほぼ予定どおり消化をしております。最後の図書館事務費に関しましては、非常勤特別職職員報酬、日本図書館協会や神奈川県図書館協会への負担金等の支出でございます。これもほぼ予定どおり消化いたしました。昨年度の予算の状況については以上でございます。

【高鷲会長】 ありがとうございました。今、議題2について説明いただきましたけれども、 御質問ございますでしょうか。

【辻委員】 よろしいですか。事業の中でですね、科学遊び講座なんですけれども、私の記憶に間違いがなければ、以前は夏休みに実施していらっしゃったと思うんですけれども、この実施日が冬休みに移行したのは、講師の御都合だったんでしょうか。

【小川図書館長】 もう一つあるんです。夏の時期、いろいろなイベントが、文化プラザ全体で子どもフェスティバルとしてやっていまして、同じ企画のものが立て続けに起きるから、むしろ少しずらしませんかということで、12月を御提案いただいたと、そういうことでございます。

【辻委員】 わかりました。参加者はそんなに変わりはないでしょうか。

【小川図書館長】 変わりないですね。

【辻委員】 了解いたしました。ありがとうございました。

【高鷲会長】 よろしいですか。ほかに何か質問ございませんでしょうか。

貸出冊数が減少したことについては、おっしゃったように特別に意味はないと思うんですけれども、原因だけは何かもしあれば教えていただきたいんですが、何か想定できますか。

【小川図書館長】 1つは、震災の影響が全体としてどう出ているか。計画停電があって、一時期中途半端な運営をやってました。ただ、それにしても毎月少しずつ減少していますから、その動きが読めないので、今年度どう動くか見極めたと思います。もう一つは、大ベストセラーがなかった年でした。「1Q84」以降、そこそこのベストセラーはあるけれども、大ベストセラーがないと、図書館へお見えになる方は少し減るのかもしれません。入館者はそれほど減ってないと思うんですが。もう少し様子を見て、今年度の様子を見て分析していく必要があるかなとは思っています。

【高鷲会長】 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、議題3の平成24年度図書館事業について、事務局から説明をお願いいたします。

【利根川専任主査】 平成24年度の事業概要について説明いたします。資料の4、ございますでしょうか。蔵書整備事業に関しましては、資料の購入費ということになりますが、前年度比6万円ほどのマイナスになっております。昨今の近隣の図書館を見ておりますと、前年度比何十%カットと言われる状況の中、6万円マイナスで抑えられたのは恵まれているのかなと思います。市の財政課が理解してくれて、どうにか6万円のマイナスで抑えられたかなというとこ

ろです。

次の図書館活動事業につきましては、ここは前年度比69万円ほどのマイナスになっておりますが、これは平成23年度に子どもの読書計画の中で、アンケート調査を実施いたしましたので、それが50万円ほどかかっておりました。それから読書講演会を2年続けて実施させていただきましたが、本年度は見送りとさせていただこうということで、10万円ほどの講師代がマイナスになっております。

次に、3番目の維持管理事業に関しましては、ロールスクリーンなどを設置する費用ということで充ててあるんですが、特に1階の道路側の窓がこれからの季節、強烈な西日が差してくるということがあって、その予防のための予算を計上いたしました。すでに先日設置をいたしました。これからの西日に対しては、とりあえずは防げるのかなと考えております。

次の図書館情報システムに関しましては、これはもう毎年定額の計画できております。最後に図書館事務費に関しても、これも従来どおりの金額できております。ここには具体的には載せてないんですけれども、次の資料5のところですね、学校図書室に対して調べ学習や朝読等を目的として図書館の本の貸し出しをする「学校支援パック」と呼んでおりますけれども、これは昨年の秋から開始をいたしました。この統計の数字を見ていただくとわかるとおりに、例えば池子小学校ですとか、あるいは小坪小学校、この図書館から遠距離にある学校の利用が多いというのが、この数字からも見てとれます。蔵書整備事業の中に、学校支援パック用の予算として20万円ほどを予定をしているところです。予算については以上でございます。

【高鷲会長】 ありがとうございました。我々としては図書購入費がほとんど減額されてない ところが一番ポイントかなと思っておりますけれども、今の予算についての説明について何か 御質問ございますでしょうか。

【汐崎委員】 6万円の減額という形で、これはすごく御努力されていると思うんですけれど。 本当に図書費はどこの自治体でも削られていて、図書館の命にかかわることですが、内訳に書かれていますけれども、例えば雑誌等に関しては休・廃刊とかもあると思いますが、実際にはどこのあたりが削られていますか。

【小川図書館長】 雑誌の廃刊がかなり多いので、その分は減らしてきています。それから、 視聴覚資料でもいわゆる音楽関係というか、CD関係をあまり購入しない、どちらかというと DVD、映像関係を中心にしているということも、この予算の見直しにつながっています。活 字資料は基本的に削らないということでやっています。 【汐崎委員】 雑誌をどこの図書館もタイトル数を減らしたりとか、休・廃刊もかなり激しいので、年間だとかなりの予算になってしまうのではないかなと思います。 やはりそちらのほうですね。

【小川図書館長】 はい。

【高鷲会長】 そのほかにございますか。よろしいですか。どうもありがとうございました。 それでは、次の議題4番、その他ですが、事務局から何かありますか。

【鈴木館長補佐】 4点ほど御報告、御説明がありますので、すべて説明させていただきます。まず1点目は、図書館協議会条例の一部改正について報告させていただきます。資料6をごらんください。地域主権改革を進めるための法律によりまして、図書館法第15条及び第16条が改正され、平成24年4月1日に施行されました。これに伴いまして、逗子市立図書館協議会条例も第3条の委員の任命基準のとおり、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から任命することと改正いたしました。今回の一部改正によりまして、これまでの委員の専門性を確保しつつ、より幅広く市民の皆さんの意見を取り入れるために、委員の任命の基準の中に「市民」を加えることといたしました。現在の協議会委員さんの任期が平成25年2月28日までとなっていることから、次期委員につきましては条例改正後の委員の任命基準にのっとり任命することとなります。基準にあります「市民」につきましては、図書館の利用者代表としての委員を考えております。選任方法につきましては、公募または推薦方式がございますが、市民参加条例にも照らし合わせた上、公募も視野に入れ、選任方法を検討していきたいと考えております。

2点目平成24年度の特別整理期間についての報告です。逗子市立図書館条例施行規則第3条 第1項第4号で、特別整理期間いわゆる棚卸しの期間につきましては、4月中と規定されてい ますが、本年度は10月9日(火曜日)から17日(水曜日)までの9日間を予定しております。 利用者への周知につきましては、「広報ずし」、図書館のホームページ、図書館内の掲示等で 周知徹底を図りたいと考えております。

次に3点目です。民間委託等ロードマップについて報告させていただきます。資料の7をごらんください。平成23年12月1日、24年2月27日の図書館協議会で報告させていただいておりますが、逗子市では平成20年2月及び平成23年8月に逗子市行財政改革基本方針を策定し、行政サービスの向上と効率的な自治体運営を実現するため、市民の理解と協力を得ながら積極的かつ確実に行政運営に当たることとしております。この行革の取り組みの一つとして、平成17

年の国の通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を受け公表しました定員管理の数値目標を実現するために、職員の削減、抑制を図るとともに、職員の適正配置に努めながら、民間委託の推進にも取り組むべく検討も進めてきております。

その流れを受けまして、平成24年3月には逗子市行政改革推進本部より、資料7の民間委託等ロードマップの公表がありました。図書館の指定管理者制度導入につきましては、平成27年度から指定管理者による運営を開始する行程となっておりますが、導入の決定につきましては今後必要な事項を調整しながら検討を進めていくこととしております。具体的には、今までの協議会でも説明させていただいておりますが、指定管理者制度導入の最大ポイントが経費削減であり、逗子市立図書館では現在、非常勤事務嘱託員が中心となって業務を運営していることから、指定管理者制度を導入することにより人事管理業務を含めた指定管理料がどの程度になるのかがポイントになります。また、市民サービスの向上の面からも、最低でも現在の開館日数、開館時間を維持することができること、そして文化プラザホールとの複合施設であることから、施設管理費用が一本化している現状を踏まえ、負担方法の調整が必要であることなど、市の方針としての方向性が示されている中で、図書館としても以上のような課題を中心に今後検討を進めていきたいと考えております。以上で民間委託等ロードマップについては報告を終わらせていただきます。

4点目です。資料8をごらんください。前回の協議会で委員の方から、横須賀・鎌倉市立図書館でのおはなし会の内容を知りたいという資料要求がありましたので、取り寄せをいたしました。横須賀市につきましては、平成23年度のおはなし会の資料を提出いただきましたが、鎌倉市につきましては最新のものが平成19年度のおはなし会のとりまとめということになっておりまして、こちらは、少し古いものですが、資料提供をさせていただきました。

もう1点、前回の協議会で、利用者のマナー低下の問題が委員さんから御提案がありました。 早速図書館でも対策を検討しまして、資料9にありますように「本は泣いています」というタイトルで4月18日から28日までの11日間、図書館1階展示コーナーで汚損・破損本の展示を行い、利用者の皆さんへ、マナーの向上と理解を促しました。

最後に、資料10について説明をさせていただきます。こちらは4月29日から6月11日までの間、図書館1階展示コーナーにて「作家から見た逗子」をテーマに、逗子が登場する作品、逗子をモチーフとしてまちが登場する作品を御紹介しております。委員さんにおかれましても、資料10以外に逗子が登場する作品を御存じでしたら、情報提供をよろしくお願いします。

以上でその他の説明を終わらせていただきます。

【高鷲会長】 はい、ありがとうございました。それでは、盛りだくさんでしたけれども、何 か御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

【辻委員】 発言させていただいてよろしいでしょうか。まず、このおはなし会のタイトルを 知りたいということで、前回のときにお願いしましたところ、早速にこのような立派な資料を 提供していただいて、携わっている者といたしましては非常に参考になりますので、本当にあ りがとうございました。

ロードマップのことなんですけれども、これにつきまして2点ほど質問がございます。まず、 平成23年度の最後の第3回協議会の時点で、市立図書館については、ほかの施設は平成26年度 に導入と言われているけれども、平成27年度に先送りということで考えているというお話があ りまして、私だけかもしれませんけれども、一応こういう行程表作成の依頼があっても、この ような形に出る前に、まず図書館協議会に何らかの形でお諮りがあるのかなと思っていたんで すけれども、もう出てしまっているというところの経緯を御説明いただきたいのと、こういう 形で出てしまった以上、図書館はもう指定管理者制度導入は、もう免れないものなのか。今か ら止めることはできないのかというのを、お尋ねしたいところなんですけれども。

【小川図書館長】 1点目の、なぜ協議会に諮らなかったかというのは、市の行財政改革推進本部という会議があるんですけれども、その中で、指定管理をどうするか、いくつか書いてありますけれども、そのほかにもあって、26年度、27年度にどうするかということを検討しておりました。ただ、その内容については、我々も全く知りませんで、ここにありますように、3月30日に初めてこれを見せてもらったということです。これはもう市が決定する方針として図書館に示されてきた。ただし、このロードマップの数字等については、我々の中で検討はしてあります。ほかは26年度に実施となっているんですが、検討するにしても26年度はとても難しいので、27年度以降にしたいという意見は出しています。27年度以降にやるかどうかではなくて、その可否について検討していきたいということであったわけです。やるとしたらどういう条件でやるのか。どういうプラスがあって、どういうマイナスがあるのかということについて、しっかり検討するためには時間がなさ過ぎるので、とても26年度の実施という結論は出せませんということがあったので、これがロードマップとして27年度という形で出てきているものです。その途中経過については、改革推進本部の会議では、私どもは全く参加しておりません。市の方針としてですから、市の方針がこれから先どう決まるのかというのはあるかと思います。

図書館協議会がどうかかわるかということについては、2月の協議会の時点ではそこまで計画が進んでいるという話は私どもも承知しておりませんでした。だからこういうものをつくって公にするというのは、2月の協議会の時点では図書館としては知らなかったということで御承知おきいただきたいと思います。最終的には、お金の点では人件費がむしろ高くつくわけですから、これをやるのがいいのかどうかという判断も、図書館の判断というよりも、トップの判断だろうと私は思っております。免れるか免れないかというのは、今の時点では個人的には五分五分ということで、やりたいわけでもないし、やらないままで図書館がどこまで維持できるのか。この前ほかの方たちに説明申し上げたんですけれども、毎年館長がかわっているほうがいいのかどうかという問題も含めて、どうやったら一番いいサービスができるのか、どうやったら一番職員にとって幸せな勤務体制が守れるのかというのは、これから先、私どもが検討していく中身だと思っております。

【高鷲会長】 さきほど事務局からの報告にあった中でも、最大の眼目は経費削減だとありましたよね。ロードマップの一番最後に図書館のロードマップがありますが、現状とそれから指定管理を導入したときの費用がほとんど変わりませんね。退職手当だけが違うだけで、あとはほとんど同じで、場合によると高くなっていますね。さきほど20年前でしたか、図書館職員が非常勤職員化してきていて、今現在では、46名のうち3名は正規職員で、36名は非常勤職員なんですね。そういう運営しているという実態がある。だから、こういった実態を踏まえた上で、指定管理は何が問題であって、どうすればこの図書館サービス、市民の方に一番良い図書館サービスが確保できるのかと、そこの保証をどう確保するかですよね。この保証がないと困りますから、その点ではこの協議会でしっかり議論して、可否の検討ということはありますから、ここら辺をしっかりとやっていかないといけないと思っています。

あと、ここにもいろいろ課題とか書いてありますよね。継続運営することは大事ですから、 指定管理者が5年交代になった場合の保証ですね。がらっと変わってしまうと、また1から始 める、2から始めるなんていうのは、それは利用者の皆さんにとっても不利益となるわけです し、それがどうなるかといったこと。あるいは、県内の図書館、学校、公民館といった学校教 育、社会教育、その他の市の機関とどう連携していくのかという、今でもこれは図書館だけの サービスじゃありませんからね。ブックスタートとかいろいろなことがありますから、それを どう担保していくか。これも欠かせない。一番心配しているのは、市役所の中に図書館の知識 を持った職員がいなくなるんじゃないか。外部委託した業者だけがかかわっていますから、市 役所の中の誰がチェックするんだろう。これ、冗談半分で我々仲間で言っているんですよ。だれかまた業者に頼んでチェックしてもらいかねない。非常に変な話になるんですけど、こういったことも出てくるんじゃないかと思っています。だから、こういういろいろな問題があるので、経費削減というのは切り札にならないんですよね。この図書館にとっては。ほかの点でどうなんだといったことを皆さんの御意見を、ぜひとも伺わせていただきたい。

【小川図書館長】 そうですね、ですから、これをお読みいただいて、図書館が賛成して書いているとはとれないと思います。あくまでもこういう問題があるよというように書いていますし、何遍も言いますように、お金の問題で言えば、こんなに高くなるよということはあります。それから、継続性をどう担保するのか。さきほど会長がおっしゃっていたように、市の中に図書館行政がわかる人をどう配置できるのか、できないのか、そこはやはりメリット・デメリットの問題で考えていく。それから、図書館はもうけが出ない仕事ですけれども、その中で、引き受ける理由は何かということも、あわせて考えていく必要があると思っています。その辺の意見をここでいただいて、それを今後、いつ結論を出すのか、わからないですけれども、市のほうにぶつけていくということになろうかと思います。ちなみに教育委員会内部では図書館の意見をできるだけ尊重すると言ってくれていますので、基本的には今、図書館のスタンスというのは変わらないと思います。

【高鷲会長】 あと、図書館職員の能力というのは、これはやはり研修が大事だと思うんですよね。その研修の機会とか、そういったものをいかに指定管理としたときに職員に保証するか。これ、結構大変ですよね。お金はかかるし、そういう機会もちゃんと与えるということを保証しないとだめなので、結局これも割高になるんですね、当然。ここのところがやはりきちんと入れていただかないと、今のサービスを維持できないことになります。これだけはしっかりやってもらいたいなと思っています。

【辻委員】 今、館長から、図書館が賛成しているわけではないということをお聞きしまして、よかったなと思った次第なんですけれども。私は、一応市民の立場ということで、図書館フレンズ逗子という、16年ほど活動している会なんですけれども、人数も20名弱ですし、非常に弱小な団体ではありますが、ずっと図書館のことを考えてまいりました。先日ですね、会員さんのお一人が新聞記事を送ってきてくださいまして、それが今、非常に物議を醸し出している佐賀県の武雄市のことだったんですね。皆様御承知のように、ツタヤが公共図書館に指定管理者制度で入るということで、メリットも取り上げられていますけれども、非常に心配なことだと

思っております。それで、先ほど高鷲先生からもお話がありましたけれども、こと図書館に限らず、やはり学校図書館との連携とかいうことも、指定管理者制度が入った場合、非常に危惧されることだと思うんですね。東京では指定管理者が入って、隣接している学校図書館にもそこの職員が入ってというようなこともあるようで、ここはまさに逗子小学校が隣にありますから、そういうことを考えると、そういう職員会議にも出られないような方がですね、学校図書館にかかわってくると、選書のことでありますとか学校の先生方との連携でありますとか、非常に心配なことにならないかと危惧しております。何しろ今は非常勤の職員が学校図書整理員としていらっしゃるわけですけれども、何といっても一応市の非常勤の職員ですので、そういったことも、もろもろ考えて、ぜひ図書館協議会でいろいろ皆様の御検討いただきたいと思います。

【小川図書館長】 念のために申し上げますが、賛成しているわけではないけれども、反対しているわけでもないです。これは、命令があれば、それに従うのが館長の仕事でもありますから、そこのところはどうするかという判断を材料として蓄えて、それを分析して、皆さんにお諮りする場合もあると思いますし、それから市の担当にぶつけていくということにもなるので、現時点では両方のメリット、デメリット、あるいは問題点を抜き出して検討していくということでしかありません。反対しているんだと理解されてしまうと、それはまたそれで困ります。

【若林委員】 よく民間を入れよう、入れようという国の政治の動きの中でありましたけど、本質的なものから見たら、それに向く分野と向かない分野がある思います。私は図書館というのは、やはりそういう意味では、辻先生がおっしゃったように、民間委託の危険は、トップに立つ方がどこまでそういう図書館に対する認識とか愛着をお持ちか。それによっては、トップが例えば1年ぐらいでかわったりとか半年で失脚した途端に、また命令系統が変わって、そのたんびに方針を変更されたり、それから経営的にも厳しいはずです。図書館事業で、もうかるはずがないというか、そうすることによって、見えないマイナスが出てきたり、それからやはり図書館というのは市のシンクタンクだという感じがあるので、もう少し公的なものがあって、その中でどう民間のものを取り入れていくとか、やはりトップに立つ方は、組織は公のものとして残しておくべきです。随分こうやって嘱託、非常勤の方を入れていらっしゃるので、その面ではもう逗子市はいい方向に行ってるのではないかなというぐらいに思います。

【高鷲会長】 職員の給与の問題は除いているんです。結局職員にそれなりの負担を強いているわけですから、それでこのサービスが成り立っているわけですよね。だから、それをそのま

まにしてというわけにいかないと思うんですよ。そうなると、安さで比較するとは絶対にならないんです。

【若林委員】 だから民間でやっても、その危険はあるのかと。ころころ上がかわったり、会 社が倒産したりとか。

【小川図書館長】 いろいろある中の一つとして、例えば現在、週3日しか働けない人、週4日の人、それから夜間の人というように、3種類の非常勤がいるんですけれども、単価は違わないにしても、週5日働きたいという人たちが、週5日働けるというのは、民間になったときに可能性として出てくるわけですね。だから、いわゆる手取りとして増えるということも、それは条件につけるかつけないかという問題ですけれども。あるいは、逆に週3日以上は働けないと、いろいろな事情で、そういう方もいらっしゃるので何とも言えませんけれども、今までは週3日しか働けない、5日働きたいけど3日しか働いてもらえないというのが実情です。週5日というのは、民間委託になっている場合にはかなり実施しています。

【辻委員】 民間委託になった場合、今の人数は絶対に保証できないですよね。40人なんて、とても雇えないので、そこでシフトはいろいろなシフトが考えられますけども、先ほどおっしゃった開館日数を減らさない、開館時間も減らさないで市民サービスは低下させない、この体制を維持しようと思ったら、ものすごく個々の人の負荷が大きくなり、人数が減って負荷が大きくなるわけですから、何ていうんでしょう、カウンター業務なんかにも私は差し障りが出てくるのではないかと思うんですね。その辺のところは大丈夫なんでしょうか。

【高鷲会長】 それは基本的には仕様書で、どういった業務をやるのかと、きちんと書いて、 開館日数だとか開館時間だとか、サービスの内容、それも一応、ただ貸出冊数が大体どのくら いをめどにということを必ず書くわけですね。それに応じて入札するわけですね。だから、そ れでまたそこから単価を出してくるわけだから、ある意味では、あまりそこからマイナスにな るようなものを出してきたら基本的に除外するということをしないとだめなんです。

【小川図書館長】 そうです。それはだからお金も評価のうちの一つに入るかもしれませんけれども、それ以外にどういうサービスを展開していくのかということが入札というか、プロポーザルになるのだろうと思うんですけれども、その評価の基準になるし、それから仮にやっているところで言えば、1年ごとに評価委員会ができている。外部の場合もあるんですけれども、外部あるいは市が直接お願いして評価してくださる先生方を入れてという評価委員会もありますので、そういうところでの評価もきちんとできる。それはその場合に人件費をどうするとか、

サービスの質をどうするとかという評価も、あわせて考えてもらうような仕組みはつくっておかなければいけないと思います。

【高鷲会長】 そこら辺の担保がないと、これはできないですよ。どんなシステムを導入する にしろ。

【小川図書館長】 だから四十何名というのは、いろいろな勤務体制の人たちが入っていますけど、フルタイムに換算すると三十二、三名だと思います。だから、フルタイム換算で三十二、三名でどうできるかというのが原則として出せるんじゃないか。三十二、三名というのは、もう少しきつく計算してみないといけませんけれども。そういう中でどこまでできるのかということにするんだろうと思います。

【高鷲会長】 あと、図書館は無料の原則がありますから、とにかく利益は求められないんですよね。東京都の府中市では貸出冊数をこれだけ伸ばした場合には、報奨金を払うとか、そういった契約もあるんですね。

【小川図書館長】 はい。長崎もそうでした。

【高鷲会長】 だから、やはりそういったものがないと、一生懸命やってもらうためには引き 受けたところにインセンティブを与えるようなことがないから困るんだよね。

【小川図書館長】 物価の変動はあります。それから最低賃金が上がれば、変動として、市が 出すお金はどうするというもの、ルールの中に入っているケースはあります。

【高鷲会長】 だから、市役所にとって、決して図書館は安上がりにできないです。これはまず間違いなく言える。いろいろな形をとるにしろ。

【汐崎委員】 やはり社会教育施設特に図書館は、私は指定管理にはそぐわないと思ってますね。利益を生み出すところではないですし、高鷲先生がおっしゃるように、メインの事業が公開無料の原則ですから。指定管理制度を導入したときに、その管理業者がどれだけ自分たちがその中から利益を見出していくかというと、やはり人件費だと思うんですね。市長さんからのお話聞いたときに、専門性を担保するとか、働く方のモチベーションを上げていくためには、今の条件はあまりよくないのでとおっしゃいましたけれども、私は指定管理になってモチベーションが上がるかというと、逆に危ないのではないかと思っています。もっと不安定な立場になるわけですし、もう一つの問題は指定管理者のスパンですよね。継続性を考えると、親方こければみんなこけるという形になりますので、実際に私が前にいた自治体も5年なんていうスパンじゃなくて、予定より早い時期に指定管理者がかわっているわけですよね。同じ業者が引

き続きとれたというところよりも、ほかのところがとった。恐らくそれはお金の問題だと思うんですけれど。じゃあAからBにかわったときに、Aで働いた方をBがそのまま引き受けてくれるかというと、そのようにはならない。だから経験があるんだったら続けてうちで働いてくださってもいいですよというのはあっても、半数以上の方が契約更新ができなかった。そうなると、やはり継続して地域社会の中で、大人も子供も含めて市民の生涯教育を支えていく図書館として考えたときに、継続性・専門性というのが指定管理でどのくらい担保できるのかというのは、さきほどのお話を聞いても、説得力に欠けるというか、あと逗子がここまで削って、それが削ったことがよいかどうかは私もわからないですし、職員の方もそれを考えなければいけないと思うんですけれども、お金の面では指定管理にしても全然借しくないわけですよね。どうしても指定管理にしたいのであれば、かなりストリクトな仕様書をつくって、それでもできる業者を選定し、かつそれがきちんと遂行されるような、いわゆるオブザーバーではないですけれども、監視制度みたいなものがないと難しい。

【小川図書館長】 そうです、おっしゃるとおりです。ただ、直営でいきましょうという結論を出したときに、図書館は、将来にわたり、安定した運営が確保できるとは言い切れない問題があります。来年非常勤で2人が定年というか、若いけれども任期が切れます。再来年はオープンしてからちょうど10年で、期限がきて7人辞めることになっています。それをどう埋めるか、今年4人辞めて、入れ替わりに新しい人たちが入ってきましたけれども、人数の問題だけじゃないです。経験ある人が4人、中心でリーダーとしてやる人が4人辞めてしまうという、こういう行政の仕組みを、どこまで考えるのかということもなしに反対ですと単純には言えません。やはり再来年の7人辞めるというのは、すごいものがあります。だから賛成しているというわけでもないんですけれど。それも含めて、図書館の将来をどう考えておくのかということがないと、格好よく言えば、恐らくお聞きになっていらっしゃる方もそうでしょうけれども、館長が反対すればいいんだとおっしゃるかもしれませんけれども、でもそれで果たして図書館運営はうまくもっていけるのかどうかという問題と、私にとって、それが業務命令みたいな形できたときに、協議会が反対で市民が反対ですといっても、どこまで通るかという問題は残るかなと思っています。

【高鷲会長】 逗子の図書館は、実際問題として既に指定管理者の制度に近い。半分導入して るようなものです。事務室へ館長や大多数の職員が非常勤として運営しているのですから、行 くとローテーションで名札をぺたぺた張ってあるけれども、あれが公務員の図書館員というこ とではあり得ないんです。

【小川図書館長】 ここに並んでいる3人は正規の職員ですが、この職員がやってくれている 仕事が、そのままきちっとできるかどうかという不安は、ものすごくあります。直接カウンタ 一業務じゃないけれども、実際に予算から人事管理から、すべての業務を動かしているのは、 ここにいる3人です。そういうものまで簡単に、はい、どうぞ、あしたからやってくださいと ゆだねられるかどうかは、かなり難しい問題があると思っています。だから、それまで含めて 考えると、何がいいのか。やはり一概に、それこそ先ほど言いましたけれども、賛成でも反対 でもないと、そういう問題まで解決しなければ、とてもできることではないと思っているわけ です。

【辻委員】 一つには、市の職員の方たちが長いこと財政逼迫しているということで、補充されてこなくて、正規の職員さんが退職に伴って減っているから、職員さんを市本庁に戻したいというお気持ちがあるんじゃないかと思うんですけれども。今おっしゃったように、正規の職員さんたちは本庁に戻ったときにですね、じゃあ指定管理になったら、その指定管理者制度を受託したところが、今まで市の正規の職員さんがやっていらっしゃった業務をすっすっとできるものなんでしょうか、丸投げした場合。

【小川図書館長】 それはやってもらわなきゃいけないわけですから、それはやることになると思います。それは評価につながるわけですから。事前にどれだけ引き継ぎに来ているかどうかという問題もあると思いますけど。それは、何も知りませんからできませんということは、受けた業者としては言えないことです。

【高鷲会長】 仕様書がありますよね。それに約束したことを下回った場合には、これは弁済 しなければいけないですよね。

【小川図書館長】 そうです。それは先ほど、報奨もありますけれども、逆にお金を返さなければいけませんし、それから、かつて経験したので言えば、毎月報告を上げますから、その報告がきちんとできているかできてないかというのは、やはりきちんとチェックされる。そこはだからやる以上はそういう仕組みを考えなければいけないし、受ける側もそこまで覚悟して受けてくださるかどうかという問題だと思います。

【高鷲会長】 今、PDCAサイクルといいますか、必ずプランを立てたら必ず行って、またチェックして、またという、それは必ずやりますのでね。だから毎年でなくて、もっと1カ月ごとのチェックも当然入ってきます。

【汐崎委員】 あと心配なのは、市から指定管理者に移行するときは、市からの指示がある、いわゆる引き継ぎ的な。でも、指定管理者が次の指定管理者にかわったときに、A社からB社の引き継ぎで恐らく更新ができないと思います。

【小川図書館長】 そこも想定しておかなければいけないことですね。先ほど少しありましたけれども、行政の中に図書館のことがわかる人がいなくていいのかという問題もあるんですけれども、それもやはりきちんと残しておく必要があると思います。結局今まで図書館があることで教育委員会内には図書館のことを考えるセクションはなかったんです。指定管理になって、図書館のことを考えるセクションを教育委員会に残すというのは、それは違った意味で人件費プラスになるわけです。

【高鷲会長】 教育委員会の中の社会教育担当のセクションにきちんと置かないといけません よね。それは図書館だけではないです。

【松枝委員】 指定管理制度になったときに、短いスパンで見たときのメリットとデメリット、もう一つは、やはり長いスパンでのなったときにどうなるかという、2つの視点をしっかり入れて、それについては他市のですね、もう既に導入している市の初期の段階での問題から、長期になったときの問題というのを、できるだけ調べてもらって、その辺のところをクリアできるような体制を整えていくということも必要であると思います。

【高鷲会長】 既に指定管理を引き上げて、もとに戻したところもありますけどね。

【小川図書館長】 地方の小都市で地元のNPOに指定管理でゆだねたけれども、運営方針、 コンセプトが明確でないために、お手上げになって返してしまったというようなケースと市町 村合併前に指定管理しておいて、合併後にもとへ戻したというケースがありました。

【高鷲会長】 この問題、本当に考えれば考えるほど袋小路に入ってしまい、わけがわからなくなるんですよ。絶対これがいいというのは、ないのでね。とにかく基本的には図書館というのは市民の皆さんにサービスするところだから、その現場でのサービスの質の低下がないこと、これをどう保証するかですよね。あと、内部の職員がいかにモチベーションを持って働けるかを保証する。そこがないといけないし、校長先生がおっしゃったようにね、短期と中期、長期、それぞれのスパンで考えていかないと、人の問題とかいろいろの問題がありますので、人が育たない。それこそ安上がりの業者だったら、5年間とした場合、2年目、3年目、4年目、5年目、全部職員を入れかえるよね。全て1年生にしてしまう。単価を安く上げるんだったら、それしかない。

【汐崎委員】 だから、余計な業務がついてきたりとか、経験を積まないとできない仕事とか、少し外れる際には運営が成り立たなくなる恐れがあります。もちろん、その中からスタッフさんになるという人たちは、経験を積んでいるのですけど、基本的にはやはり日給月給で働く派遣社員を中心に回しているわけですからサービスの質の低下が懸念されます。委託のときもそうだと思うんですけれども。

【高鷲会長】 佐賀県武雄市で問題になっていますけれども、これはどうも市長もツタヤも、 図書館のことを知らなかったというのが真相のようです。

【小川図書館長】 ツタヤはやはり名前を売るためにどうも考えているみたいです。危惧されている個人情報をどうするかというのは、これからです。実施は来年の4月以降になっているはずですから。

【高鷲会長】 一部もう変更したと出てましたね、新聞に。

【小川図書館長】 そこをどう考えるかというのと、逗子市と違うのは、武雄市は図書館は相当広いスペースを持っていますので、お店も開くと書いてありますけれども、そういうことができるような図書館になっています。博物館もついています。だから、逗子ではお金もうけのできるような設備は何もつくれませんから、そういう点で言えば、武雄市と条件が違うのかなと思います。

【若林委員】 それから、場違いな意見かもしれないんですけど、労働の問題から考えて、先ほど本当は週5日働きたい方も3日ということだったんですけど、私はその辺は逆に市がほかで、もしその方が希望すれば、ほかのセクションに、図書館には週3日行っているけど、例えば福祉施設に2日間行くとか、そういう非常勤を流動的に使えるシステムをおつくりになるのはどうでしょう。それからやはりもう一つは、全くもっと場違いな、プロフェッショナル意識だと思うんです。だから、非常勤でも図書館で働いて、キャリアを積んで、例えば学芸員の資格をとるとか、そういうお気持ちがあれば、自分で何か似たものを探される。それは何かというと、私たち心理士は、ほとんどフルタイムで働けないんです。自分たちでキャリアにつながるところを探したり、仲間で紹介し合ったり、研究会で、うちの病院で2人、心理士が足りなくて、この日とこの日の人が欲しがっているけど、どうですかというと、大体関東近県の心理士から応募したいとか、後輩を紹介したいというのがあるんですね。私はそういう意味では、先ほど週5日働きたいのに3日という方たちは、恐らく図書館でやりたいというお気持ちの中には、かなり専門意識がお高いし、やはり何か職業意識がおありの方だと思うのと、そうする

と何かほかのセクションで、市の中でそういう方を活用して差し上げるとか、それから個人で も探すと思うんですね。

【小川図書館長】 お言葉を返すようですけど、市の仕組みから言えば、同時に二ケ所で働く ことは、恐らくできないと思います。

【鈴木館長補佐】 非常勤制度というのが週4日、週3日という限定の中でやっているので、 それも例えば図書館で3日、ほかの福祉の高齢者施設で3日というような採用は今の制度の中では、できないんです。ただ、非常勤さんの中でも、例えば個人的にピアノ教室をやっているとか、そういう方はいらっしゃると思いますが。

【若林委員】 心理職は本当にフルタイムって、ほとんどないんですよ。学校に1人なんです。 だから、みんなもう掛け持ちだし、逆にそれでいろんなセクションに行くことで、運用のキャ リアをグレードアップしている面もありますので、それは図書館の方、日常的に接触させてい ただいて、皆さんとてもそういう意識の高い方、とてもしっかりした意識をお持ちの方が多い ので、何か頑張ってくださるんじゃないかなと思います。

【小川図書館長】 それは外で働くというのは、さきほど言ったような形で、ダブルスタンダードで働いている人たちはいらっしゃるんです。それは週3日でもいいとおっしゃる意味でしょうか。

【若林委員】 逆にね、経験を。

【小川図書館長】 でも、ここでやはり週4日なり5日なり働きたいという方がいる。そういう人たちの専門性はやはり若林さんのような専門性とは少し違って、ここの図書館の仕組みの中で働いていたいということで、ここで働いていて、少しは鎌倉で、とは恐らく考えていないと思います。

【若林委員】 巡業みたいな制度をみんなしています。皆さん、本当に1日で、午前中が東京で、午後から神奈川でとかね。それでもキャリアを上げようという気持ちがあるんですね。いるいろなところで働くことで、かえってキャリアを上げていくということができます。

【汐崎委員】 図書館の方は図書館で働くことでキャリアを積みたいので、例えば収入を得る ために飲食店で働くとか、市のほかのセクションで働くというのとは少し意識が違うと思いま す。働くなら、ここできちんと長時間、自分で納得ができる形で働いて、それなりの収入が入 ってくることを望んでいると思います。

【若林委員】 心理もそうなんですけど、フルタイムの仕事はないんですね。だから、そうせ

ざるを得ない。ただ、私たちは逆にいろいろなところで働くことで、運用のグレードアップも できるということは考えているんです。

【高鷲会長】 もう一つ、受託した団体の中での職階制ね。専門性、そこら辺は鍛えておくべきで、成績優秀でしたら、昇進できる制度をつくってくれとかね、それぐらいしかないんですね、今のところは。

【辻委員】 あとまた質問なんですけれども、こういう図書館が指定管理者制度導入に向かって動いているということは、逗子市民はほとんど知らないんじゃないかと思うんです。情報公開課に行って、こういう協議会の会議録とかを請求してというようなお気持ちのある方はいいと思うんですけれども、そもそも教育委員さんとか社会教育委員さんとか、そういう方たちにはこの図書館がこういうことになっていますよというのは、もう説明はされているんでしょうか。

【小川図書館長】 先ほどお話ししましたように、3月30日に出たものですから、4月の定例 教育委員会では教育委員にはきちんと御報告しています。社会教育委員会は私どもはほとんど 関係していませんので、どこかで説明してあるのか、聞いてませんけれども、教育委員は承知 しています。

【辻委員】 何かこう知らない間に図書館って、指定管理制度なんてなったのとなるんじゃないかというのが、とても心配といいましょうか。

【高鷲会長】 これはホームページに上がってないんですか。

【小川図書館長】 市のホームページには上がってません。

【高鷲会長】 まだ上がってないですか。では、まだきちんと告知されてない。内部資料ですか。

【小川図書館長】 いえ、情報公開請求があれば出しているようですから。

【高鷲会長】 じゃあ、もう当然市議会では議論されていますか。

【小川図書館長】 議会でも、3月議会が終わった後で公表されてますから、今度の6月の議会でとなります。6月の議会できちんと説明することになると思います。6月の議会でどういう形で報告するか、そこまでは聞いていませんけど。6月14日から市議会は始まります。

【高鷲会長】 では、まだ本年度中のタイムスケジュールはまだ決まってないんですか。

【小川図書館長】 決まってません。だから、先ほど議論になりましたどういうメリット・デメリットがあるのか、どういう条件ならばそれは可能なのかということについては、図書館で

考えるという形にはしてあります。

【高鷲会長】 ちなみに図書館協議会、きょういろいろそれお話ししましたから、それをとに かく小川さんに調整をやっていただいて、行財政の改革推進本部との調整になりますね。

【小川図書館長】 この次のこの会議では、どういうメリット・デメリットがあるかということは整理してお出しできると思います。ただ、その前に市として結論を出して進んでしまうと、何とも仕方がありませんけれども。

【汐崎委員】 逗子全体としては、やはりロードマップをいただきましたけれど、図書館を含めて指定管理の大きな波があるのではないでしょうか。

【小川図書館長】 市民交流センターと、それから隣のホールについては、平成26年度実施で すから、それに向かって準備に入っています。

【汐崎委員】 恐らく市民の方が、図書館は指定管理にしていいのって、今回議論の対象とはなって気がつきましたが、先送りになっている保育園とか高齢者センターとか、それを指定管理にするので、しましょうか、どうしましょうかといったときに、そんなに指定管理がというような意識が出てくるのかもしれない。

【小川図書館長】 可能性はありますね。ただ、どちらにしろ、それも検討の対象に入っているけれども、やはりまず議会でも議論しないといけない。理事者側としての方針は決めますけれども、これもそうですね。

【汐﨑委員】 これも本当は指定管理として出していきたい案件ではありますよね。

【若林委員】 他市ではこちらが逆におくらせたほうを優先している市がありますのでね。

【汐﨑委員】 横浜市なんかは幼稚園、保育園、高齢者とか保育園あたりを先にしてます。

【小川図書館長】 それはだからトップの考え方で、どちらを優先させるかという、お金の問題も絡んでの優先順位だというように思ってます。

【高鷲会長】 とにかく、先ほども小川さんと話してたんですけど、逗子の予算のうち98%が 固定費用となっていて、2%しか余っていないので、新規事業が一切できない。その中でどう いったところをやっていくのが一番ベストかという発想になるわけですね。

いずれにしても、そういった枠組みがありますから、その中でベストを選ばなければいけないのでしょう。

【小川図書館長】 自治体の事業経費って、20%ぐらい残してないといけないと言われている んですが、いわゆる固定経費というのは、まず人件費、それから扶助費、公債費の3つが主な ものです。逗子市の場合、これが98%になってしまうということで、事業経費が20%あればと言われているのに2%という状況の中で、逗子市に限りませんが、そういう中で優先順位をどうするかということで各自治体は苦労しています。だからやってくださいということではないんですけれど。

【高鷲会長】 導入したところで、決して安上がりじゃないですもの。

【小川図書館長】 それがこういう問題が持ち上がったときに、安くはないよということもわかります。

【汐崎委員】 ただ、再来年7人が辞めてぎりぎりスリムにしてしまって、それでもちこたえているところが怖いですね。

【高鷲会長】 怖いですよ、逆に。それを上手に使われてしまうから。

【汐﨑委員】 タイミング的に、とても厳しいかなと思います。

【小川図書館長】 タイミング的に言えば、やはり7人は厳しいです。もう今年の4人で、相当きついという感じを持っています。

【高鷲会長】 選択するにしても、我々は意見は言えるんですけど、それをどうやって盛り込んで、どっちの方向へ行くのかと、これはきついですよ。メリット・デメリット、恐らくぎりぎりのせめぎ合いになるんじゃないかなと。

【汐﨑委員】 でも受け手ですよね。

【高鷲会長】 当然、それでまた今年の4人、今度は7人、そんなことは調べた上で発言してくるわけだからそれもしっかりこちらは用意しておかないと、絶対に失敗します。丸裸にされてるのを想定してやらないといけない。ただ、図書館の一番の支援は、市民の方、利用者ですよね。利用者は図書館をどれだけ信頼してくれているかによって支えになるわけですね。

【小川図書館長】 もう一つは、7人変わるときには、公募なんですね。週3日の人の公募という形に入りますから。どういう方が受けてくださるかは、ぎりぎりまでわからない。

【高鷲会長】 ペーパーですとか面接官にしたって、それの限界がありますものね。

【小川図書館長】 公募の試験ですから。

【汐﨑委員】 資格は問わないんですか。

【小川図書館長】 資格を条件には出せないんです。

【汐﨑委員】 司書の資格はどうでもいいんですか。

【小川図書館長】 出せない。持っていることが好ましい。出せないというのは、ハローワー

クから恐らく指導を受ける形になる。

【高鷲会長】 本当は出したいんだけど、それは。

【小川図書館長】 資格のある方が応募してくださることが多いですけれども、でも資格を条件に出すことは、まかりならんということを言われた経験、ここではありませんけれども、あります。

【汐﨑委員】 そうすると、司書資格があるものをそろえますという指定管理業者のほうが強くなりますね。専門的な知識の方。

【高鷲会長】 業者はその歯止めがないですからね。司書資格を持っている人をとにかく職員 にすればいいわけだから。

【小川図書館長】 そこのところは文科省が司書養成を担当しているから、そこまで考えろということをやってくれればいいんだけど。そこはわかりません。ハローワークのスタンスは、 男と女は問えませんし、年齢も制限できません。

【辻委員】 その司書資格を持った人をそろえますからという指定管理者の意思表示がきたと きに、非常勤嘱託の継続性ということをおっしゃってましたけど、その中の方で司書資格のな い方は不採用とされるわけですよね。

【小川図書館長】 いや、だからそれも条件としてどうつくるかなんです。今、私は正直言えば、司書資格があろうがなかろうが、優秀な人は優秀で、図書館サービスもきちんとできていると思ってますから、司書資格があるとかないとかで判断すつもりもありませんし、司書以外にも学芸員であったり、元先生であったりという方がいらっしゃって、全然おかしくないのが図書館サービスだと思ってます。だから、仮に受け渡すことになったとしても、原則として一定のレベル以上の人たちについては、そのまま採用してほしいということを条件にします。受け渡しのときもそういうことができるような仕組みは当然考えなければいけないとは思ってます。

【高鷲会長】 ある市で指定管理者受けますよね。その館長にするにはどういう方、外部でマネジメントの経験ある人。その人に図書館の研修を受講してもらい、資格取ってもらって、それで配置する。そういうのが結構多いんです、最近。マネジメント力がすごく大事になっています。

【小川図書館長】 だから、市のほうには言ってますけれども、管理者じゃなくて、マネジメントのできる人を図書館長に据えるように配慮してほしいということは常々言っています。私

の先の問題を含めて。

【高鷲会長】 そうしてみたら、市役所にも、それから図書館から市民にも、いろいろなところに折衝に行けますでしょう。慣れているから、マネジメント能力ある人だと。外に出てもらわないと、どうしようもないです、そういった方にはね。図書館にいられても、かえって困るのでね。逆にいろいろ働きかけして、いい条件に図書館を持っていかなければいけない。

【汐﨑委員】 いわゆる今までは指定管理者制度の図書館長になる人って、図書館経験者を担保してくる形なんですよね。

【高鷲会長】 図書館経験者であっても、館長にふさわしくない人、いくらでもいますからね。

【汐崎委員】 そうなんですけれども、そうすると先生のお話を伺うと、図書館実務経験者と かではなくて、むしろマネジメント能力がある人を。

【高鷲会長】 いや、私がじゃなく、別のところにこういう人がいますよ。ただ、基本的には やはりそれは必要だと思ってます。

【汐﨑委員】 プラス図書館の教育の方がもう一度。

【高鷲会長】 逆でもいいんですよ。図書館職員であっても、マネジメントをちゃんとどこかで鍛えてきた人だったらオーケーです。市役所内だけの経験だったらマネジメントはだめだということなんですね。

【汐﨑委員】 夏季講習の講師をやったことがあるんですけれど、とても年上の方が夏季講習の司書の資格を取りにいらっしゃるケースがあって、これはもしかしたら指定管理者の館長職ではと思ったりもします。

【小川図書館長】 指定管理者だけじゃなくて、私も経験があるんですけれども、自治体が出しています。再任用の人を館長に据えて、以前国の補助金をもらうためには図書館長が司書でなければいけないということもあったので、それで出してくるというケースがかなりありました。

【高鷲会長】 おっしゃるとおり、指定管理者の課長クラスとか館長になるために司書資格を 取りに来ています。結構多いですよ。私が明治大学で教えていたら、新潟県三条市の図書館長 がいらっしゃいました。

この問題はまたこの次にやることにして、きょうのお話はまた図書館でまとめていただいて、 また何らかの形で我々に知らせていただいて、次回の会議は10月頃ですよね。

【小川図書館長】 状況によってということで、御相談させていただきます。

【高鷲会長】 そうですね、急に進むようだったら、御相談ください。また会がないと困るから。

【小川図書館長】 なるべく議事録も早めに作成いたします。

【高鷲会長】 時間になりましたので、きょうはこれで終わりにいたします。どうもありがとうございました。